

平成19年法改正を踏まえた、 介護福祉士養成課程における 介護技術に関する教育について

厚生労働省

1. 新旧カリキュラムの改正ポイント

(1) 介護関係科目の充実

- ・ 900時間→1260時間へ拡充(「介護技術」(810時間)と「実習」(450時間)で構成)

(2) 「介護技術」関係科目(810時間)の内容の見直し

- ・ 科目「介護過程」の新設(演習中心。さまざまな状態像の利用者に対して、科学的なアセスメントに基づく系統的な介護実践、多職種連携等が行える思考方法・行動を習得させる。
- ・ 科目「コミュニケーション技術」の新設
- ・ 科目「介護の基本」の充実(旧介護概論に相当。60時間→180時間)
※介護についての知識。

(3) 介護実習(450時間)内容の見直し

- ・ 介護過程に基づく介護実践力を習得させる観点から、このための実習(実習Ⅱ)を新設(150時間以上)
- ・ 実習Ⅱについては、実習指導者資格要件を強化
5年実務で介護福祉士を有する → 介護福祉士として実務3年+実習指導者講習会修了、
実習指導マニュアル整備等の施設要件を明確化

介護福祉士養成課程における新たな教育カリキュラム

【旧カリキュラム（2年課程の場合）】

科目名		時間数
人間とその生活の理解		120時間
社会福祉概論	講義	60時間
老人福祉論	講義	60時間
障害者福祉論	講義	30時間
リハビリテーション論	講義	30時間
社会福祉援助技術	講義	30時間
社会福祉援助技術演習	演習	30時間
レクリエーション活動援助法	演習	60時間
老人・障害者の心理	講義	60時間
家政学概論	講義	60時間
家政学実習	実習	90時間
医学一般	講義	90時間
精神保健	講義	30時間
介護概論	講義	60時間
介護技術	演習	150時間
形態別介護技術	演習	150時間
介護実習	実習	450時間
介護実習指導	演習	90時間
合 計		1,650時間

【新カリキュラム（2年課程の場合）】

教育内容		時間数
人間と社会		240時間
人間の尊厳と自立		30時間以上
人間関係とコミュニケーション		30時間以上
社会の理解		60時間以上
こころとからだのしくみ		300時間
発達と老化の理解		60時間
認知症の理解		60時間
障害の理解		60時間
こころとからだのしくみ		120時間
介護		1,260時間
介護の基本		180時間
コミュニケーション技術		60時間
生活支援技術		300時間
介護過程		150時間
介護総合演習		120時間
介護実習		450時間
合 計		1,800時間

平成21年4月より新カリキュラムへ移行



養成の目標

資格取得時の到達目標

1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける
2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する
3. 介護実践の根拠を理解する
4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる
5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる
6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる
7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画する能力を養う
8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける
9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける
10. 的確な記録・記述の方法を身につける
11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける

資格取得時の介護福祉士
介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力

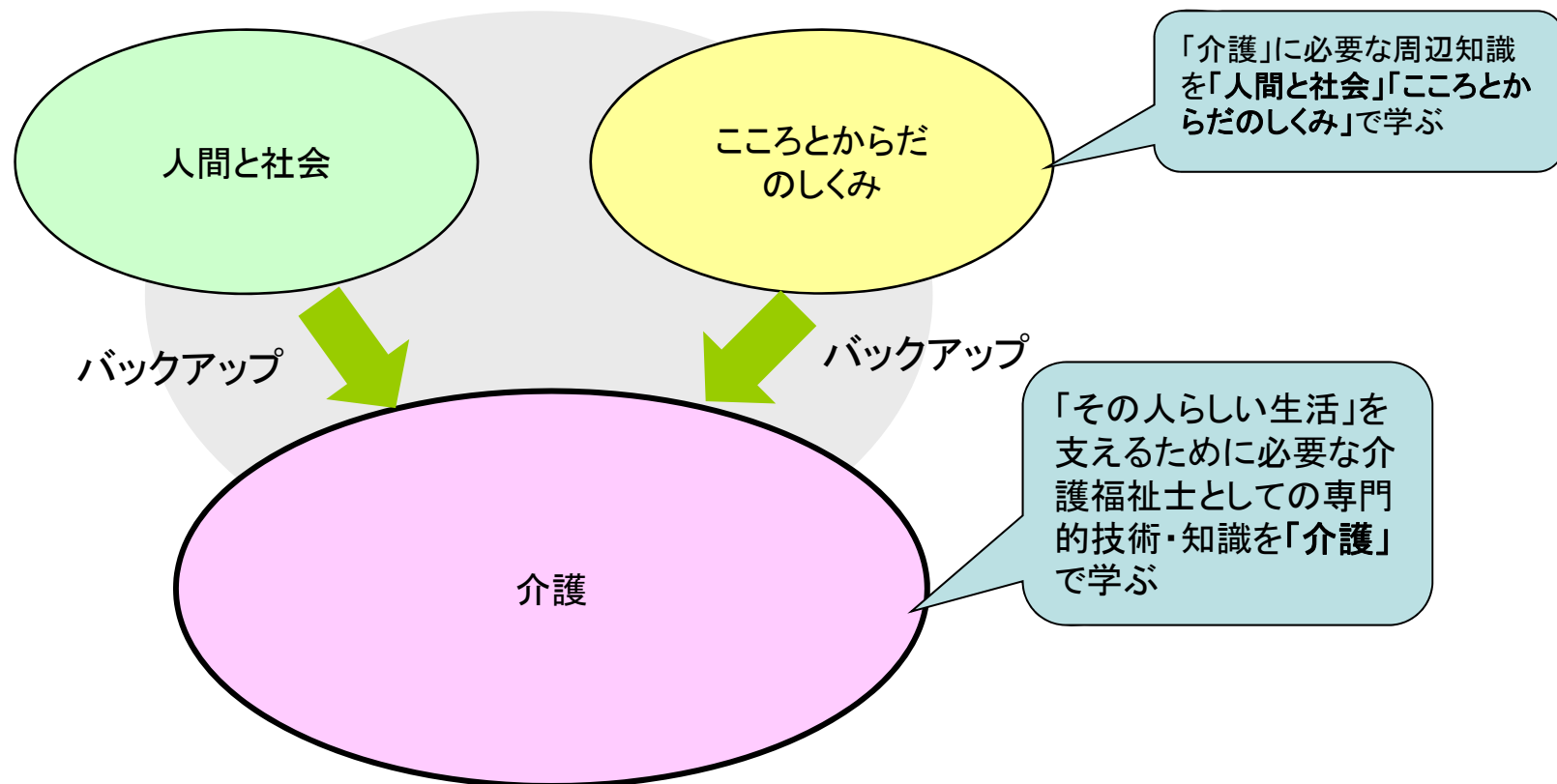
求められる介護福祉士像

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

教育体系を「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」の3領域に再編

介護が実践の技術であるという性格を踏まえ、

- その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」
- 「尊厳の保持」「自立支援」の考え方を踏まえ、生活を支えるための「介護」
- 多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」の3領域に再構成する。



実習施設・事業等に係る基準及び実習指導者の資格要件の見直し

1 実習施設・事業等の区分の設定

実習施設・事業等を

- ① 利用者の生活の場である多様な介護現場において、**利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点を置いた「実習施設・事業等（Ⅰ）」**
 - ② 一つの施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、**利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実践することに重点を置いた「実習施設・事業等（Ⅱ）」（150時間以上）**
- の2つに区分して、それぞれの趣旨に即して基準を設定。

2 実習施設・事業等（Ⅱ）の基準の要件強化

- 個別ケアを理解するため、介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護福祉士としての一連の介護過程のすべてを実践する場としてふさわしいよう、**介護職員に占める介護福祉士の比率が3割以上であることや、介護サービス提供のためのマニュアル等や介護過程に関する諸記録が整備されていること等を要件とする。**
- **介護実習に係る時間数の3分の1以上を実習施設・事業等（Ⅱ）における実習に充てることとする。**

3 実習指導者の資格要件の強化

- **実習施設・事業等（Ⅱ）については、原則として、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、実習指導者研修課程を修了した者として、要件を強化する。**

介護福祉士実習指導者講習会の概要

《介護福祉士実習指導者講習会とは》

実習を通じて介護の実践や相談援助技術の習得ができるよう、より質の高い実習内容を確保する観点から、実習施設における実習指導者を確保するため、介護福祉士の教育カリキュラムの見直しを踏まえ、新たに実習指導者に対する研修を行う。

《介護福祉士実習指導者講習会の内容》

科 目	履修方法	時間数
介護の基本	講義	2
実習指導の理論と実際	講義	2
	演習	2.5
介護過程の理論と指導方法	講義	2
	演習	4
スーパービジョンの意義と活用及び学生の理解	講義	1
	演習	6
実習指導の方法と展開	講義	1
	演習	2
実習指導者における課題への対応	演習	1.5
実習指導者に対する期待	講義	1
合 計		25

2. 養成課程における介護技術教育の流れ

【実習前】

- 個々の介護技術等の基本は「生活支援技術」「介護総合演習」等の技術演習でまず習得させる。
(実習は、介護技術の基本を習得させたうえで、行わせることとなる)。

【実習】

- 実習は個々の介護技術の習得よりも、利用者のさまざまな状態像にあわせて実際に適切な介護が行えるようになること、利用者の状態像を踏まえたアセスメントや介護計画を実際に立案し、系統的な介護ができるようになること、チームケア・多職種連携(申し送り、記録、ケース会議など)について学習することなどを主眼とする。
- 実習において経験すべき介護業務等の内容、評価方法などは、各養成施設と実習施設との間で実習計画等により確認。
- 養成校の教員は週1回以上巡回指導。教員は実習記録などにに基づき学生に個別指導を行うとともに、実習内容等について実習指導者と調整。
- 実習指導者は、実習において、さまざまな状態像の利用者に対して、実際に的確に介護技術が行えているかどうか、また状態像を踏まえたアセスメントや系統的な介護計画が立案が行えたかどうかなどについて評価(最終的な指導・評価は養成校の教員が行う)。

【実習後】

- 実習で明らかになった技術の不足点等は、「生活支援技術」「介護総合演習」等で再学習。